

令和 7 年度定期監査報告書

(令和 6 年度事務の監査 第 2 回)

総合政策部

資産活用課

秘書広報課

市民部

市民活動推進課

(固定資産評価審査委員会)

多文化共生・交流課

健康福祉部

生活福祉課

監査委員事務局

教育部

教育企画課

指導課

教育支援課

武蔵野市監査委員



7 武 監 第 6 0 号
令和 7 年 7 月 31 日

武 蔵 野 市 長	小美濃 安 弘 殿
武 蔵 野 市 議 会 議 長	木 崎 剛 殿
武 蔵 野 市 教 育 委 員 会 教 育 長	吉 原 健 殿
武 蔵 野 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	吉 田 宗 一 郎 殿
武 蔵 野 市 監 査 委 員	小 島 麻 里 殿

武 蔵 野 市 監 査 委 員	小 島 麻 里
武 蔵 野 市 監 査 委 員	大 野 あ つ 子

令和 7 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項等については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

総 合 政 策 部	資 産 活 用 課
	秘 書 広 報 課
市 民 部	市 民 活 動 推 進 課
	（ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 ）
	多 文 化 共 生 ・ 交 流 課
健 康 福 祉 部	生 活 福 祉 課
監 査 委 員 事 務 局	
教 育 部	教 育 企 画 課
	指 導 課
	教 育 支 援 課

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	2
	総合政策部	
	資産活用課	3
	秘書広報課	7
	市民部	
	市民活動推進課	10
	(固定資産評価審査委員会)	
	多文化共生・交流課	15
	健康福祉部	
	生活福祉課	18
	監査委員事務局	23
	教育部	
	教育企画課	24
	指導課	26
	教育支援課	30
	別 表	34

第1 監査の対象課

総合政策部資産活用課、秘書広報課、市民部市民活動推進課（固定資産評価審査委員会）、多文化共生・交流課、健康福祉部生活福祉課、監査委員事務局、教育部教育企画課、指導課、教育支援課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和6年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務及び他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和7年1月31日から同年7月14日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務及び他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | | |
|-----|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 | 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 | 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 | 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 | 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手等受払票等) |
| 6 | 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 | 備品の管理 | (管理状況等) |
| 8 | 各課個別項目 | |
| (1) | 資産活用課 | 公有財産の管理、吉祥寺パークエリアまちの将来像策定に向けた地域展開 |
| (2) | 秘書広報課 | 伝わる広報の推進 |
| (3) | 市民活動推進課 | 男女平等推進施策事業 |
| (4) | 多文化共生・交流課 | 多文化共生・交流に関する事業 |
| (5) | 生活福祉課 | 生活保護費、福祉総合相談窓口の充実（精神保健アウトリーチ支援事業） |
| (6) | 教育企画課 | 管外出張旅費の支給 |
| (7) | 指導課 | I C T機器の運用 |
| (8) | 教育支援課 | 扶助費（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）の支給、学校給食費の無償化 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があると認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

総合政策部 資産活用課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額70,666,000円、調定額72,933,357円、収入済額54,742,039円で、予算現額に対する収入率は77.5%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額111,603,790円、支出済額53,193,888円で、執行率は47.7%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1（P34参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、31件である。このうち、主管課契約分が18件、管財課契約分が13件で、指名競争入札3件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 歳入調定書兼調定額通知書において、会計課への回付が漏れているものがあった。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、件名が誤っているもの並びに予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ③ 見積書兼請書において、記載が漏れているものがあった。
- ④ 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、見積月日が4月1日より前の日付になっているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、資産活用課では、金券類及び公印の保管はなかった。

6 公有財産の管理

(1) 財産台帳の整備と異動処理

令和6年4月から12月までの間にあった資産活用課所管の公有財産の異動は6件であり、内訳は土地の売却3件、他課からの引継ぎ3件である。土地売却収入は歳入調定額5,786,900円、収入済額5,786,900円である。

(2) 公有財産の貸付等

ア 行政財産の使用許可

公有財産管理事務の総括者である資産活用課長は、所管課の行う行政財産の使用許可について協議を受けている。

令和6年4月から12月までの使用について、資産活用課に合議が行われた、同課以外の課及び教育委員会が所管する行政財産の使用許可を行った件数は84件である。

イ 普通財産及び行政財産の貸付

令和6年12月末現在の普通財産の貸付件数は38件で、内訳は有償貸付が24件（市有地の一時貸付6件を除く。）、無償貸付が14件となっている。令和6年4月から12月までの土地建物貸付収入（市有地の一時貸付を除く。）は、歳入調定額59,846,758円、収入済額41,855,440円である。

ウ 市有地の一時貸付

令和6年4月から12月までの市有地の一時貸付件数は6件、使用料の歳入調定額は5,741,547円、収入済額は5,741,547円である。

(3) 土地・施設の借上げ

資産活用課が手続きを行っている土地・施設の借上げ件数は、令和6年12月末日現在22件である。そのうち資産活用課が借上料を負担したものは1件で、支出済額は16,698,293円である。

(4) 公共用地の利活用について

ア 武蔵野市土地の取得等及び処分調査検討委員会

土地の取得及び寄付の受領並びに市の所有する土地の処分に関する事項について、調査し、検討する委員会である。令和6年度は12月末日までに5回開催された。また、平成21年5月に制定された、未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針で検討対象とされた各物件については適宜見直しを行っている。令和6年度は8月に区分の見直しを行った。

イ 旧赤星鉄馬邸の利活用の検討

市はアントニン・レーモンド設計の旧赤星鉄馬邸と、緑豊かな庭との一体的な利活用により、この環境を将来につないでいくための検討を行っている。令和6年度は、

旧赤星鉄馬邸保存活用計画を策定するための委員会を8月に設置した。また、10月24日から30日までの1週間、一般公開と社会実験（オープンガーデン）を同時開催した。

ウ 吉祥寺本町1丁目23番街区利活用に関する検討

市では、吉祥寺本町1丁目23番街区の市有地について、施設のバリアフリー化等に課題のある本町コミュニティセンターを新築移転するとともに、健全なにぎわいの創出に寄与するため、施設の複合化を検討している。令和6年度は、基本計画の策定にあたり、その参考とするためのアンケートを実施した。

公有財産の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 公有財産建物使用貸借契約書において、暴力団等排除措置に関する特約書の添付が漏れているものが見受けられた。
- ② 市有地維持管理委託（単価契約）等の報告書において、記載が誤っているものをそのまま収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

7 吉祥寺パークエリアまちの将来像策定に向けた地域展開

（1）概要

吉祥寺駅南口から井の頭恩賜公園へとつながる吉祥寺パークエリアでは、長年の交通課題の解決に向けた検討を進めており、周辺街区のまちづくりの動向を注視しつつ、今後も魅力的な街として発展し、継続していくために、具体的なまちづくりの取り組み方針となる「吉祥寺パークエリアまちの将来像」（以下「まちの将来像」という。）の立案が求められている。

令和3年度から市職員によるプロジェクトチームを設置し、「吉祥寺パークエリアまちの将来像立案に向けて」について検討を行い、令和5年3月に資料を作成した。令和6年度は、本資料の周知や武蔵野公会堂を利用した社会実験等を行いながら、まちの将来像の策定に向けた対話の場づくりの検討とともに、まちづくりへの機運の醸成を図った。

（2）事業内容

ア 機運醸成に向けた地域展開

令和6年度は、まちの将来像の策定に向けて、市民やまちの関係者との情報共有を図るため、まちの各要素（都市基盤、商業・経済及び芸術文化）に関する市民講座を計3回開催した。

また、令和4年度及び5年度に引き続き、社会実験を行った。公募により選定した3事業者により9月21日、22日及び23日に実施され、約4,000人が参加した。

さらに、まちの将来像の策定に向けたキックオフイベントとして、シンポジウムを2月8日に開催した。

イ 地域共助プラットフォームの試行導入

地域共助デジタルプラットフォームアプリ「common（コモン）」とは、東急株式会社が提供する、地域の情報の投稿や閲覧ができるスマートフォンアプリである。市は東急株式会社との間で、本アプリを、まちの将来像の策定及び市民目安箱に活用していくことについて協議を進め、令和6年8月1日に協定書を締結した。9月に実施された社会実験に合わせて吉祥寺パークエリアでの試行を開始している。吉祥寺パークエリアに関する継続的な情報発信と、より幅広い市民の潜在的な意見やニーズを収集・把握するための新たな手法として、試行的に活用していく予定である。登録者数は12月1日時点で1,150名である。

ウ ワーキングスペースの利用

吉祥寺に愛着等を持った事業者との関係構築や情報交換や発信を目的として、会員同士の交流から新たな価値の創造を目指すコミュニティ型ワーキングスペース「SkiiMa（スキーマ）」を利用し、新たな発想を社会実験のアイデアや、まちの担い手の発掘などに繋げることを目的としている。令和6年4月から12月までの利用状況は、フリーアドレススペース利用者数42名、会議室利用回数40回である。ワーキングスペースの利用にかかる費用は令和6年12月末日現在で予算額800,000円、支出済額637,780円である。

まちの将来像策定に向けた地域展開について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 電子決裁による起案書において、施行日及び浄書した文書の登録が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき適正に処理されたい。

総合政策部 秘書広報課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額2,160,000円、調定額2,698,544円、収入済額2,698,544円で、予算現額に対する収入率は124.9%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額212,897,000円、支出済額134,127,398円で、執行率は63.0%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2（P35参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は12件で、うち精算起票済10件、精算戻入済10件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、30件である。このうち、主管課契約分が12件、管財課契約分が18件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から12月までの補助金等の交付はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 資金前渡している市長・市役所交際費について、立替払いとなっているものが見受けられた。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ③ 見積書兼請書において、消費税額の記載が漏れているもの及び契約確定日の記載が誤っているものがあった。
- ④ 支出命令書において、支出負担行為伺書（単価契約）の決裁前に起票しているものがあった。

- 5 委託契約において、成果物の納品後に再委託確認書・再委託承諾申請書を収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、記載が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 伝わる広報の推進

市政の課題解決のためには、市民の参画と協働が重要である。そのための土台として、市は市民が求める市政情報を分かりやすく、かつ、正確に発信し、市民と市との信頼関係の強化を図っている。さらに、市民のライフスタイルの多様化やデジタル技術の発展など社会環境の変化を踏まえ、市民に対して分かりやすく、適切な方法でより親しみやすい情報発信を強化するため、外部人材の知見や技術を積極的に役立てていくことを検討し、伝わる情報提供を進めている。

(1) 武蔵野市広報戦略アドバイザー

市は、市民に伝わる広報を目指し、効果的かつ効率的な広報活動を行うため、伝わる広報の実現に向け指導・助言を行う広報分野の専門人材として、武蔵野市広報戦略アドバイザー（以下「広報戦略アドバイザー」という。）を公募した。多様な経歴を持つ39名の応募があり、書類選考、プレゼンテーション及び面接などの厳正な選考を経て、令和6年8月から任用を開始した。

広報戦略アドバイザーの就任に伴い、市の各課における広報活動に関する悩みや問題を、各課が広報戦略アドバイザーに相談できる「広報クリニックβ」を試行的に実施した。

令和6年12月末日までに行われた広報戦略アドバイザーの主な職務内容は、広報クリニックβが36件、広報担当での相談が28件である。また、市職員を対象とした広報研修会を10月と12月に計4回実施した。

(2) ソーシャルメディアの活用

市は、ソーシャルメディアの利用について、ソーシャルメディア利用ガイドライン及びソーシャルメディアの利用における公式アカウント運用手順書を定めている。各種ソ

ーシャルメディアを活用し、最新の市政情報のほか、災害・安全情報等を発信している。令和6年度においては、令和5年度に試行運用を開始した市公式Instagramの効果検証を行い、広報戦略アドバイザーの助言を受け、今後の運用方針を定めた。

(3) 市報及び季刊むさしの

ア 市報むさしの

市政情報全般を市民に周知するため、月2回発行し、全戸配布をしている。令和6年度から、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法への対応のため、市報むさしの点字版を作成し、希望する方へ毎号郵送している。

イ 季刊むさしの

市政情報・市政の課題などについて、背景や経緯、問題点等を掘り下げて紹介する地域情報型冊子である。年4回発行し、市内各施設で配布（春号のみ全戸配布）及び市内在住・在学の中学生に配布している。

伝わる広報の推進について、関係書類等を審査した結果、適正に実施されているものと認められた。

市民部 市民活動推進課

(固定資産評価審査委員会の事務を含む)

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額148,188,000円、調定額90,657,861円、収入済額93,675,441円で、予算現額に対する収入率は63.2%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額3,324,718,000円、支出済額1,537,874,269円で、執行率は46.3%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3（P36参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、101件である。このうち、主管課契約分が39件、管財課契約分が62件で、指名競争入札12件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から12月までの補助金等の交付は、25件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 歳入調定書兼調定額通知書において、会計事務規則に定められた期限までに通知していないものが見受けられた。
- ② 市民文化会館使用料等取消に伴う還付金において、歳入還付命令書ではなく、支払額調書兼支出負担行為伺書兼支出命令書で処理しているものがあった。
- ③ 契約締結兼支出負担行為伺書において、物品取扱主任の押印が漏れているものが見受けられた。
- ④ 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。

- 5 支出負担行為伺書兼決定書及び契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁されているものが見受けられた。
- 6 見積書兼請書において、改正前の個人情報等の取扱いに関する特記仕様書が添付されているものがあった。
- 7 見積書兼請書において、委託内容とは関係ない書類が添付されているものをそのまま収受しているものがあった。
- 8 準備契約の契約締結報告書兼経過調書において、見積月日が4月1日より前の日付になっているものが見受けられた。
- 9 契約締結報告書兼経過調書において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 10 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の記載が漏れているもの及び誤っているものがあった。
- 11 コミュニティセンター自家用電気工作物・一般電気工作物保管管理業務委託の実績報告書において、指定管理者の確認を経ずに提出されているものをそのまま収受していた。
- 12 三多摩平和運動センター補助金申請書及び実績報告書において、補助金等に係る収支決算が明らかでないものがあった。

会計事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、使用日以前に所属長が確認を行っているものがあった。
- 2 備品台帳において、登録が漏れているものがあった。

物品管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 男女平等推進施策事業

本市では、昭和60年10月に婦人問題懇談会（第1期）を設置し、平成2年9月には女性行動計画を策定した。平成3年2月に女性行動計画推進市民会議が発足し、第5期まで開催された。平成16年からは、法の制定に伴い、市区町村では努力義務となる第一次男女共同参画計画を策定、男女共同参画推進会議等を毎年度開催するなど、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

令和6年3月には第五次男女平等推進計画を策定し、計画期間を令和6年度から10年度とし、数値目標を設定している。

令和元年10月には、すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちを目指し「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言」を行った。

また、令和4年4月から、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、性別等にかかわらずお互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した2人が安心して暮らし続けられることを目的としたパートナーシップ制度を開始した。

(1) 男女平等推進センターの施設概要

男女平等をめざしたまちづくりの総合的な推進拠点として、男女平等推進センター(愛称「ヒューマンあい」)を開設し、市民・団体の活動の場や関連情報及び講座・セミナー等の提供など、さまざまな取組を行っている。

所在地は市民会館1階(武蔵野市境2-3-7)、会館時間は、午前9時から午後10時までである(木曜日、年末年始は休館)。センター内には、会議室、相談室、交流コーナー、情報コーナーがある。

正職員2名、会計年度任用職員6名の体制で、うち会計年度任用職員2名は夜間の施設利用の受付業務等を行っている。

令和6年4月から12月までの開館日数は233日、施設利用者数(会議室、情報交流コーナーの利用者数の合計)は1,551名で、一日あたりの利用者数は6.7名である。会議室は、講座等を開催するほか、一般貸出を行っている。令和6年4月から12月までの会議室利用率は、月平均32.6%であった。

男女平等推進センターの所蔵図書は、令和6年4月現在2,265冊あり、情報コーナーに配架している。蔵書検索は市ホームページで行うことができる。令和6年4月から12月までの貸出人数は46名、貸出冊数は102冊であった。

(2) 男女平等推進施策

ア 男女平等推進審議会

学識経験者や公募市民等12名以内の委員で男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置している。市長の諮問に応じ、男女平等推進計画の策定及び変更の審議や、実施状況の評価等を行う。委員の任期は2年(再任を妨げない)。令和5年4月から令和7年3月までの審議会の委員は公募委員2名を含む12名である。

イ 男女平等推進センター企画運営委員会

男女平等推進センターの運営に関して、地域から広く意見を求め、事業を推進するための委員会で、委員は公募委員2名を含む10名で構成されている。学習講座、講演会、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動事業、男女平等推進団体の交流等について協議及び検討を行っている。

ウ 各種事業について

男女平等推進に関する課題解決に向け、市民団体や関係機関との連携を図りながら各事業を実施している。令和6年4月から12月までに、文章力トレーニング講座、源氏物語を読む「女君たちの運命と自己決定」及び「男性が介護する時に知っておきた

いこと」などの講座を実施している。

また、令和6年度からは出前講座を開始し、市内保育園及び小学校において講座を実施している。

平成26年度以降は、法の公布・施行日である6月23日から1週間の男女共同参画週間に合わせ、毎年男女共同参画フォーラムを男女平等推進センター企画運営委員会と市が協働で企画し、講演会、パネル展示などを開催している。

国は、毎年11月12日から25日までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間としているが、市においても女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題と捉え、男女平等推進センター企画運営委員会と連携し、講座やパネル展示等を毎年実施している。

また、市民編集委員と市職員が企画・編集を行い、男女平等推進情報誌「まなこ」を年3回発行している。市内等約480か所で配布し、発行部数は7,200部である。平成3年2月に第1号を発行、令和6年12月までに第121号が発行されている。市民編集委員は5名、編集にあたり意見を聞くサポーターは8名在籍している。

その他、男女平等推進センターのパネル展示、パンフレット、カード状の相談案内及び武蔵野市男女平等の推進に関する条例ガイド及びパートナーシップ制度ガイドブック等を発行し、情報発信・啓発を行っている。

(3) 団体活動支援

ア 男女平等推進団体活動補助金

男女平等推進団体は、団体の構成人員が5名以上、原則として構成員の2分の1以上が市内在住・在勤・在学の、市内で男女平等社会の実現に向けた活動を行う団体で、要綱に基づき登録の基準や申請手続きが定められている。令和6年度は、12月末時点で18団体が登録されており、そのうち2団体が補助申請を行っている。

(4) 相談事業

男女平等推進センターでは次の相談事業を行っている。括弧内は令和6年4月から12月までの相談件数である。

ア 女性総合相談（電話6件、面談50件）

女性相談員による、女性が暮らしの中で抱える問題についての相談。平日日中、平日夜間、土曜日中に実施。

イ 女性法律相談（面談17件）

女性弁護士による、離婚・扶養（養育）・相続などの法律的な対応や手続きについての相談。平成30年度から実施。土曜日中に実施。

ウ むさしのにじいろ相談（電話18件、面談3件）

専門相談員による、性自認・性的指向に関する悩みについての相談。令和元年10月から毎月、第2水曜夜間に実施。

(5) パートナーシップ制度

令和4年4月からパートナーシップ制度が開始され、同年11月には、東京都と東京都パートナーシップ宣誓制度及び武蔵野市パートナーシップ制度に関する基本協定書及び

覚書を締結し、覚書に記載された施策等に対し双方が交付した証明書等を同様に取り扱うこととされた。本市においては、届出が受理されると、パートナーシップ届受理証等が市から交付される。令和6年4月から12月までの届出数は10件であった。

(6) 庁内体制

男女平等推進計画を推進するとともに、関係部課相互の事務の緊密な連携を図るため、設置要綱に基づき、市民部を担任する副市長及び関係部長で構成される推進会議を設置している。

また、市職員に対し、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように、人材育成のための研修を年に1回行っている。

男女平等推進事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 男女平等推進センター会議室使用申請書において、記載が漏れているもの及び誤っているものがあった。
- 2 パートナーシップ届受理証金銭管理簿において、記載が漏れているものが見受けられた。

男女平等推進センター条例施行規則等に基づき、適正に処理されたい。

市民部 多文化共生・交流課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額10,000円、調定額2円、収入済額2円で、予算現額に対する収入率は0%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額108,571,000円、支出済額87,381,993円で、執行率は80.5%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4（P39参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は13件で、うち精算起票済13件、精算戻入済13件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、8件である。このうち、主管課契約分が2件、管財課契約分が6件で、指名競争入札3件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から12月までの補助金等の交付は、35件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 2 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。
- 3 再委託確認書・再委託承諾申請書において、個人情報の取扱の有無の記載がないものをそのまま収受していた。
- 4 南房総市夏季期間中の民宿利用助成申請書において、要綱で定められた期限を過ぎて申請されたものをそのまま収受していた。

会計事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、多文化共生・交流課では、公印の保管はなかった。

6 多文化共生・交流に関する事業

(1) 多文化共生推進事業

多文化共生・交流課では、武蔵野市で生活し、学び、働く外国人市民への生活支援をはじめとした多文化共生推進の取組みを武蔵野市国際交流協会（M I A）と連携して行っている。

市の多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針として、令和5年3月に多文化共生推進プランを策定した。

また、生活支援のニーズ把握を目的として、令和3年度に、市内在住の外国人を対象に外国籍市民意識調査を行った。調査報告は令和4年2月に公表されている。

そのほか、「市報むさしの」の10言語でのウェブ掲載、タブレット端末を利用した遠隔通訳サービス、市政窓口等におけるA I 翻訳機器による対応並びに利用者、市職員及び外部の通訳オペレータの3者間で通話ができる電話サービスも行っている。

(2) 国際交流事業

市では、主に青少年を対象に、外国に赴いて現地の人たちと直接触れ合い、生活を共にすることにより、国際理解を相互に深めることを目的として、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市、ロシア連邦ハバロフスク市、大韓民国ソウル特別市江東区（カンドング）、大韓民国忠州市（チュンジュシ）、ルーマニア国ブラショフ市及び中華人民共和国北京市内の学校と交流事業を実施してきた。

令和6年4月から12月までに実施された国際交流事業は、以下のとおりである。

ア アメリカ合衆国テキサス州ラボック市との交流

市内在住の中学生で構成された武蔵野市ジュニア交流団の派遣と、ラボック市ジュニア大使の招へいを隔年で交互に実施している。

令和6年度は派遣事業を令和6年7月23日から同月30日までの8日間実施し、中学生16名、引率者3名の計19名を派遣した。事業の費用合計は9,921,533円で、うち参加団員負担金が5,696,000円、残り4,225,533円が市負担額である。

イ 大韓民国ソウル特別市江東区との交流

青少年交流団の派遣と受入れを隔年で交互に実施している。

令和6年度は派遣事業を令和6年8月1日から同月5日までの5日間実施し、高校生8名、中学生4名、引率者3名の計15名を派遣した。事業の費用合計は1,734,245円で、うち参加団員負担金が924,000円、残り810,245円が市負担額である。

ウ 大韓民国忠州市との交流

青少年交流団の派遣と受入れを隔年で交互に実施している。

令和6年度は受入事業を令和6年8月22日から同月26日までの5日間実施し、高校生8名、中学生4名、引率者3名の計15名を受け入れた。事業の費用合計は1,917,627円で、日本でのホームステイ期間中の食事等はホストファミリーが負担し、ホストファミリーには受入れ1名につき、1万円の謝礼金が支払われている。

(3) 国内都市交流事業

本市には、富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町の9つの友好都市があり、交流事業を実施してきた。

ア 市民交流ツアー（国内友好都市市民交流ツアー事業実施要綱）

友好都市を訪れてその魅力に直に触れ、現地の人たちとの交流を通して親睦を深めることを目的として、市民交流ツアーを実施している。

令和6年4月から12月までに実施された市民交流ツアーは、以下のとおりである。

・ 岩手県遠野市への市民交流ツアー

令和6年11月15日から同月17日までの3日間実施し、参加者19名、引率者2名の計21名を派遣した。事業の費用合計は1,189,670円で、うち参加者負担金が725,800円、残り463,870円が市負担額である。

イ 友好都市宿泊施設利用助成（友好都市宿泊施設利用助成要綱）

市民が友好都市の対象宿泊施設を利用した際、1人1泊につき3,000円の助成を行っている。令和6年12月末日現在の支出額は681,000円である。

ウ 南房総市夏季期間中の民宿利用助成（南房総市夏季期間中の民宿利用助成要綱）

南房総市の千倉町民宿組合と提携し、夏季期間中に対象の民宿を利用した際の宿泊費助成を行っている。令和6年12月末日現在の支出額は77,500円である。

エ 武蔵野市交流市町村協議会

都市と農山漁村が相互に協力し発展することを目指し、市と友好都市の9市町村により結成された。各自治体の首長や議長、職員が集まり、研修や意見交換を通じて横のつながりを深めている。各自治体からの負担金は、「美しいふるさと風土」の保全と活用に関する事業などに充てられている。

多文化共生・交流事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

健康福祉部 生活福祉課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額3,165,807,000円、調定額2,778,424,117円、収入済額2,245,906,329円で、予算現額に対する収入率は70.9%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額4,129,175,000円、支出済額2,993,981,840円で、執行率は72.5%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5（P40参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は106件で、うち精算起票済54件、精算戻入済54件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、39件である。このうち、主管課契約分が20件、管財課契約分が19件で、すべて随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 見積書兼請書において、契約金額を訂正しているものが見受けられた。また、履行期間等を職員の訂正印のみで訂正しているものが見受けられた。
- 2 印刷製本契約において、印刷校正確認カードの校正者確認印欄に受注者が押印しているものがあつた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 扶助費の支給事務の改善について

扶助費の支給事務について、前渡金の精算遅延及び請求書（医療機関等からのもの）の受領から支払いまで、時間を要している状況が常態化していると思受けられるが、それらを改善するための取り組みについて研究・検討されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1** 切手等受払票において、記載が漏れているものが見受けられた。
- 2** ごみ処理袋引換券の受領者リストにおいて、記載が漏れているものがあった。
- 3** 新規購入備品において、備品登録及び備品シールの貼付が漏れていた。

物品管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 生活保護費

(1) 生活保護の概要

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

生活保護には8つの保護の種類（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）があり、被保護者の必要に応じ、単給又は併給される。

なお、保護の要否の決定については、生活保護法第23条の規定により、厚生労働大臣及び都知事による施行事務の監査が義務付けられていることから、審査の対象から除外した。

令和6年12月の1か月間に生活保護費を受給した実人員は1,671世帯、1,880名である。また、令和6年4月から12月までの保護の開始は149世帯166名で、廃止は145世帯162名である。

令和6年4月時点のケースワーカーを担当する職員数について、社会福祉法第16条に定める基準及び市の配置人数は次のとおりである。

被保護世帯数	査察指導員		現業員(面接相談員・地区担当員)	
	標準数	現員数	標準数	現員数
1,674	3	4	20	23

(2) 生活保護費の支給、返金等

生活保護費は、原則として毎月3日に銀行振込、窓口払い、郵便の現金書留等により支給している。窓口払いは、委託業者が封詰めしたものを支給日に市の窓口で受給者に現金で支給し、当日支給できなかった生活保護費は、封筒ごと会計課金庫にて保管する。

未支給分の生活保護費は、後日市職員が窓口で受給者に支給する。また、救護施設及び更生施設入所者については、入所に掛かる費用は、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、施設に支払っている。

令和6年12月末日現在の生活保護法による生活保護費の支給総額は、2,692,871,102円で、その内訳は、次のとおりである。

生活扶助費	807,980,802円	生業扶助費	3,245,829円
住宅扶助費	622,955,862円	葬祭扶助費	7,880,884円
教育扶助費	1,991,119円	施設扶助費※1	38,370,091円
医療扶助費	1,162,795,920円	介護扶助費	46,202,891円
出産扶助費	0円	就労自立給付金※2	1,047,704円
		進学準備給付金※3	400,000円
合 計			2,692,871,102円

※1 被保護者が救護施設等の保護施設に入所した場合に、当該施設に支払う事務費等。

※2 被保護者の就労による自立促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して支給される給付金。

※3 被保護者世帯の子どもの大学等への進学支援を目的に、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立上げの費用として支給される給付金。

なお、生活保護費は、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けたときは返還しなければならない（生活保護法第63条）、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、その費用を徴収することができる（同法第78条）。

また、被保護者の生活状況の変化等により生活保護費が減額となり、過支給となった分の返納については、支出した経費に戻入するが（地方自治法施行令第159条）、出納閉鎖後の年度に該当するものは、現年度の歳入としなければならない（同施行令第160条）。

令和6年12月末日現在の生活保護費弁償金及び生活保護費返還金の歳入状況は、次のとおりである。

	調定件数	調 定 額	収入済額	収入割合
生活保護法第63条 (生活保護費弁償金)	65件 (379人)	144,107,455円	23,084,012円	16.0 %
生活保護法第78条 (生活保護費弁償金)	7件 (135人)	109,011,597円	1,970,255円	1.8 %
生活保護費弁償金 計	72件	253,119,052円	25,054,267円	9.9 %
地方自治法施行令第160条 (生活保護費返還金)	2件 (967人)	43,001,861円	2,816,073円	6.6 %

※ 第63条、第78条は調定・収入とも過年度分と現年度分の合計額。第160条は過年度分のみ。

(3) 現金の管理

現金の保管及び事故防止の取組みについて、適正に行われていることを確認した。

生活保護費について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 起案書等において、訂正印なく訂正しているもの及び摩耗消去タイプのペンで記載しているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 現金の取扱いについて

資金前渡され未受領となっている保護費は、正当な債権者に支払うまでは公金である。職員のモラル任せにすることなく、事故及び不正を防止する方策を更に検討されたい。

7 福祉総合相談窓口の充実（精神保健アウトリーチ支援事業）

(1) 福祉総合相談窓口の概要

多様かつ複合的な課題を抱える人を対象とした相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行うため、令和3年4月から、ひきこもり相談を含めた福祉総合相談窓口を新設した。健康福祉部生活福祉課内に設置し、生活相談係において相談対応にあたっている。

(2) 精神保健アウトリーチ支援事業の概要

令和6年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正をふまえ、障害者福祉課、健康課及び生活福祉課の共管により精神保健アウトリーチ支援事業を開始した。令和3年度から行っている総合支援調整会議で課題とされてきた「18～64歳のサービスや相談窓口のない「狭間」の層」を主たる対象としている。事業の概要は以下のとおりである。

ア 訪問看護事業所への委託

在宅生活で困難な状況が生じている精神障害者、精神保健に課題を抱える人及びその家族に対する事業として、訪問看護事業所に業務を委託。定期的な家庭訪問や通院同行等を通じて、医療的専門性をもつ立場から地域生活の支援を行うことで在宅生活の安定を図ることを目的としている。精神保健の専門職が支援計画を作成し、医療機関や福祉サービスへつなぐことを目標とし、支援を行っている。

イ 地域の支援者を対象にした研修会の開催

地域での支援体制強化を目的とした研修会を開催する。

なお、本事業は市民が直接アクセスするのではなく、市民から相談を受けた各窓口の担当者が本事業に該当すると思われるケースを支援会議に諮り、利用の可否を検討し、支援につなげるものである。

(3) 精神保健アウトリーチ支援事業業務委託

ア 委託概要

精神保健アウトリーチ支援事業業務の委託事業者については、精神保健医療分野及び障害者福祉への知識、知見を十分に備え、精神障害者、精神保健に課題を抱える人並びにその家族が地域で安定した生活ができるよう支援できることや、適切な支援の実施及び関係機関との連携について、積極的に提案できることなどを重視し、令和6年2月にプロポーザルにより事業者を選定した。

イ 支援内容

委託事業者は月に1回行われる支援会議に出席し、関係機関との情報の共有及び支援内容の検討・確認を行っている。支援会議には共管各課の職員が出席し、本事業開始決定の可否及び継続ケースの進捗管理を行っている。事業の決定が認められた場合、委託事業者による支援を開始することになっている。

ウ 支援実績報告

委託事業者は当月分に関する業務の実施状況を記載した報告書を作成し、翌月の連絡会で市に報告・提出している。

エ 研修会の実施委託

委託事業者は関係機関との連絡及び支援者のスキルアップを目的として研修会を実施することとしている。

福祉総合相談窓口の充実（精神保健アウトリーチ支援事業）について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

監査委員事務局

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入はなかった。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額3,145,000円、支出済額1,819,985円で、執行率は57.9%である。

令和6年12月末日現在の歳出予算の執行状況は、別表6（P42参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は1件であり、主管課契約かつ随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、監査委員事務局では、郵券・金券類の保管はなかった。

教育部 教育企画課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額3,410,595,000円、調定額6,349,893円、収入済額6,508,976円で、予算現額に対する収入率は0.2%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額8,154,226,435円、支出済額1,349,876,559円で、執行率は16.6%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表7（P43参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は16件で、うち精算起票済12件、精算戻入済8件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、127件である。このうち、主管課契約分が49件、管財課契約分が78件で、指名競争入札23件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 2件（合計金額3万円以上）の消耗品の購入において、同一業者、同日起票、同一納期の契約を分割して行っているものがあった。
- ② 見積書兼請書の品名・規格欄、または見積書兼請書に綴じられた仕様書に別紙を参照する記載があるものにおいて、別紙の添付が漏れているものをそのまま収受していた。
- ③ 委託契約等において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものがあった。
- ④ 再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているものをそのまま収受しているもの及び記載が漏れているものがあった。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 工事記録写真の受領について

主管課工事において、事業者が任意で提出する工事写真帳等は検査の実効性を担保する観点からメリットがある。受領するに当たっては、公文書となるため、記載事項の誤り等について適正に訂正及び修正を行うとともに、適切に保管されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

6 管外出張旅費の支給

教育委員会の宿泊を伴う出張及び市内、都内及び隣接県以外への日帰り出張（以下「管外出張」という。）の命令に係る合議及び旅費裁定の調整に関することは、教育企画課長専決事項となっている（教育委員会事務専決規程第5条）。

令和6年4月から12月までの管外出張旅費の支給は31件、1,911,593円で、支給内訳は以下のとおりである。

所属課	件数（件）	金額（円）
教 育 企 画 課	6	480,190
指 導 課	9	553,808
教 育 支 援 課	10	426,732
生涯学習スポーツ課	4	437,283
図 書 館	2	13,580
計	31	1,911,593

管外出張旅費の支給について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

1 出張復命書について、提出期限を経過してから収受していた。

教育委員会事務局処務規程等に基づき、適正に処理されたい。

教育部 指導課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額126,500,000円、調定額30,745,613円、収入済額30,251,786円で、予算現額に対する収入率は23.9%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額1,196,662,336円、支出済額671,809,346円で、執行率は56.1%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表8（P46参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は62件で、うち精算起票済62件、精算戻入済62件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、58件である。このうち、主管課契約分が20件、管財課契約分が38件で、指名競争入札4件を除き随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から12月までの補助金等の交付は、37件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 前渡金整理簿において、会計事務規則に定められた様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。また記載が漏れているもの及び記載が誤っているものが見受けられた。
- ② 資金前渡している自動車借上料及び応急処置費において、特別な事情があったとは言え、立替払いとなっているものが見受けられた。
- ③ 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格及び比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。
- ④ 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格が管財課契約の範囲のものを分割して主管課契約で契約しているものがあった。

- 5 見積書兼請書において、改正前の個人情報等の取扱いに関する特記仕様書が添付されているものがあった。
- 6 契約締結報告書兼経過調書において、記載が誤っているものがあった。

会計事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 南砺市利賀村訪問事業の実施に伴う業務委託について
毎年、上記事業を円滑に実施するため、事業に係る各種業務委託契約を適切に行うことができるよう、関係各課とよく連携し、その方策について検討されたい。
- 2 セカンドスクール等に係る資金前渡について
資金前渡は支出の特例であり、立替払及び前渡を受けた費目外の目的で支出することは法令で禁止されているため、同事業に係る前渡について効率化及び適正化を図る方策について更に研究されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。
なお、指導課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、記載が漏れているものがあった。
- 2 公印押印簿において、記載が漏れているものがあった。
- 3 公印において、公印管理者の許可を得る前に使用しているものがあった。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 ICT機器の運用

(1) 指導課所管のICT

指導課では、市立小中学校全校（小学校12校、中学校6校）で利用されているICT機器として以下のシステムについて、管理及び運用を行っている。各システムの構築、管理及び運用保守については主に専門業者に委託し行っている。

ア 学校情報システム（MSIS）

市立小中学校の教員が校務と教材作成を行うためのコンピュータシステムで、「MSIS（Musashino School Information System）」と呼ばれている。平成22年度に導入され、直近では令和4年度にシステムを更改している。

MS I Sは、学籍・成績・出欠・指導記録等の校務処理に使用されている。授業においては、教材作成に使用されているほか、普通教室等に端末を持参し、電子黒板、プロジェクタ、書画カメラ等のI C T機器と接続して使用されている。また、指導用デジタル教科書やデジタル教材用の端末としても使用されている。

小中学校にI Cカード式タイムレコーダーを設置し、校務支援システムに出退勤機能を追加することで、出勤簿や休暇・職免等処理簿等をシステム化している。

イ 教育用システム

児童生徒が学習用に使用するコンピュータシステムで、平成29年度には、全小中学校に無線L A N環境が構築された。学習者用コンピュータの整備に伴い一部廃止され、主に令和2年度に導入された特別支援教育用タブレット端末に使用されている。

ウ 学校図書館システム

各市立小中学校の学校図書館の蔵書について、検索、貸出、返却等の業務を行うシステムで、令和4年度に機器の入替えを行っている。

エ 学校ホームページ用CMS

平成29年10月から稼働しているCMS（コンテンツマネジメントシステム）で、専用ソフトの知識がなくても簡単に操作でき、また、セカンドスクール等校外活動の際に外部からもホームページを更新できる等の特徴がある。

オ 新教育用システム（学習者用コンピュータ）

令和3年度からG I G Aスクール構想により、一人一台のタブレット型パソコンを活用した学習が開始された。学習者・教員用コンピュータの導入及び既存の校内通信ネットワークの再構築にあたっては、令和2年8月に学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方が教育委員会において策定された。

学習者用コンピュータの活用については、令和3年度からの3年間を試行期間とし、令和6年2月には、学習者用コンピュータ活用指針を作成し、指針策定の経緯及び今後の活用の方向性についてまとめている。

また、導入当初から学習者用コンピュータ通信を作成し、保護者や地域住民に向け情報発信を行っている。

一方で端末故障件数も増加しているため、令和6年度から端末補償制度（G I G Aスクールパッケージ）の運用を開始している。

（2）人員体制

ア 人員体制

指導課では、正職員4名の他に、学校I C Tサポーター（会計年度任用職員）4名、常駐保守員（外部委託）1名、学校巡回員（外部委託）2名がI C T機器の運用を行っている。

イ 情報セキュリティ

市が策定している情報セキュリティポリシー（基本方針、対策基準、実施手順）の対象には、教育委員会及び市立小中学校にある情報システムは含まれていないため、平成23年7月に教育委員会情報セキュリティ基本方針及び対策基準が策定された。対

策基準については、文部科学省が定めた教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿って作成されており、令和5年4月に第4版まで改定されている。平成26年12月には市立小中学校情報セキュリティ実施手順が策定され、令和5年4月に第8版まで改定されている。

情報セキュリティポリシーに基づき、内部点検、外部点検及び情報機器管理台帳整備等の情報セキュリティ対策が実施されている。

(3) 補助金

I C T機器の運用に関して、令和6年12月末日現在で、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（国）が2,496,000円（補助率1/3）、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金（都）が9,299,000円（補助率3/4）及び東京都G I G Aスクール運営支援センター整備支援事業補助金（都）が2,496,000円（補助率1/3）交付されている。

I C T機器の運用について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 電子決裁による起案書において、文書取扱主任の決裁が漏れているものが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

教育部 教育支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和6年12月末日現在の歳入は、予算現額306,508,000円、調定額184,154,048円、収入済額178,100,048円で、予算現額に対する収入率は58.1%である。

(2) 歳出

令和6年12月末日現在の歳出は、予算現額2,179,432,226円、支出済額1,458,186,059円で、執行率は66.9%である。

令和6年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表9（P48参照）のとおりである。

2 資金前渡

令和6年4月から12月までの資金前渡は8件で、うち精算起票済8件、精算戻入済6件である。

3 委託料の執行

令和6年4月から12月までの委託契約は、65件である。このうち、主管課契約分が34件、管財課契約分が31件で、すべて随意契約である。

4 補助金等の交付

令和6年4月から12月までの補助金等の交付は、6件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 前渡金整理簿において、記載が誤っているものが見受けられた。
- 2 契約締結報告書兼経過調書において、契約締結兼支出負担行為伺書の決裁前に契約を締結しているものが見受けられた。
- 3 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取が漏れているものが見受けられた。
- 4 再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載が漏れているもの及び記載が誤っているものをそのまま収受しているものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類、公印及び備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、教育支援課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手等受払票において、訂正印の押印が漏れているもの及び記載が漏れているものが見受けられた。
- 2 備品において、現物を確認できないものが見受けられた。
- 3 備品において、備品シールの貼付がないものが見受けられた。

物品管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

6 扶助費（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）の支給

（1）扶助費（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）

ア 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難と教育委員会が認める児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等に対し、学校教育に必要な費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものである。

令和6年4月から12月までの申請件数は886件で、12月末日現在の判定結果は、認定712件、否認定165件である。

イ 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学奨励費は、市立小中学校の特別支援学級等において指導を受ける児童等の保護者に対し、教育費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するものである。

令和6年4月から12月までの申請件数は41件で、12月末日現在の判定結果は、認定37件、否認定4件である。

令和6年12月末日現在の扶助費（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）の支出済額は29,529,408円で、予算現額に対する執行率は27.7%である。内訳は、小学校費が15,157,129円、中学校費が14,372,279円である。

（2）国庫補助金

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給に要する経費の一部に対し、国庫補助金が交付されている。

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費は例年、年度末に交付される。

扶助費（就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）の支給について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格認定通知書、就学援助費受給資格喪失通知書において、要綱で定められた様式を一部変更して使用しているものが見受けられた。
- 2 就学援助費兼高等学校等入学準備金受給資格否認定通知書において、要綱で規定する様式の更新が漏れていた。
- 3 起案文書において、起案日より前の日付で決裁を行っているものがあった。また、訂正印の押印が漏れているものが見受けられた。

就学援助費支給要綱等に基づき、適正に処理されたい。

7 学校給食費の無償化

(1) 概要

東京都公立学校給食費負担軽減事業と連動し、市が学校設置者として学校給食費相当額を補助することで、保護者負担の軽減を図ることを目的に、令和6年度から学校給食費無償化を開始した。

(2) 庁内検討調整会議

学校給食費無償化については、第六期長期計画・調整計画策定委員会答申（令和5年11月）に、国や都の動向を注視するとともに、その効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討すると記載されている。

その後、東京都知事より学校給食費の負担軽減にスピード感を持って取り組む旨の表明がされたことを受け、庁内関係部署での速やかな検討及び調整を行うため、学校給食費無償化に関する緊急庁内検討調整会議（以下「緊急庁内検討調整会議」という。）を設置した。

緊急庁内検討調整会議の報告を受け、新たに学校給食費無償化に関する庁内検討調整会議（以下「庁内検討調整会議」という。）を令和6年1月に設置した。

庁内検討調整会議は全5回開催され、検討及び調整した結果は、最終報告として令和6年5月に市長に報告されたのち、令和6年6月に文教委員会にて報告され、公表されている。

(3) 実施概要

ア 対象期間

学校給食費の無償化決定は令和6年7月であるが、対象期間は令和6年4月に遡って実施している。なお、令和6年4月からの給食費は徴収を延期していたため、無償

化による返金等は発生していない。

また、無償化の実施期間については、東京都公立学校給食費負担軽減事業（以下「都給食費負担軽減事業」という。）が行われる間とし、都給食費負担軽減事業が終了する場合は、本市の学校給食費の無償化の実施について再検討を行うこととされている。

イ 対象

市立小中学校18校で実施する学校給食のうち、保護者が負担している学校給食費に対して全額補助を行っている。

なお、アレルギーその他の疾患を有すること、宗教上配慮が必要であること等の理由により、やむを得ず学校給食の提供を受けられない児童生徒に関しては、市立学校給食弁当代替者補助金交付制度を設け、保護者が弁当対応をする経費の補助を行っている。

ウ 実績

令和6年12月末日現在の市立小中学校給食費補助金の支出済額は、332,411,364円である。財源は、補正予算にて増額した学校給食費から支出している。また、都給食費負担軽減事業により、市が保護者に対し支援する実支出額の2分の1の額の補助金が交付されている。令和6年12月末日現在の都からの交付金額は178,100,000円である。

学校給食費の無償化について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

別表 1 (資産活用課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			6,153,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		6,153,000	0	0	0.0
		1	総務費国庫補助金	6,153,000	0	0	0.0
			1 総務管理費補助金	6,153,000	0	0	0.0
15	都支出金			3,076,000	0	0	0.0
	2	都補助金		3,076,000	0	0	0.0
		1	総務費都補助金	3,076,000	0	0	0.0
			2 総務管理費補助金	3,076,000	0	0	0.0
16	財産収入			59,418,000	71,375,205	53,383,887	89.8
	1	財産運用収入		59,318,000	65,588,305	47,596,987	80.2
		1	財産貸付収入	59,318,000	65,588,305	47,596,987	80.2
			1 土地建物貸付収入	59,318,000	65,588,305	47,596,987	80.2
	2	財産売払収入		100,000	5,786,900	5,786,900	5,786.9
		2	不動産売払収入	100,000	5,786,900	5,786,900	5,786.9
			1 不動産売払収入	100,000	5,786,900	5,786,900	5,786.9
20	諸収入			2,019,000	1,558,152	1,358,152	67.3
	6	雑入		2,019,000	1,558,152	1,358,152	67.3
		5	雑入	2,019,000	1,558,152	1,358,152	67.3
			1 雑入	2,019,000	1,558,152	1,358,152	67.3
合 計				70,666,000	72,933,357	54,742,039	77.5

一般会計 歳出

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			111,603,790	53,193,888	47.7
	1	総務管理費		111,603,790	53,193,888	47.7
		6	財産管理費	65,817,000	46,536,086	70.7
			10 需用費	3,623,000	2,142,601	59.1
			11 役務費	204,000	203,681	99.8
			12 委託料	22,376,000	13,134,506	58.7
			13 使用料及び賃借料	16,916,000	16,833,109	99.5
			14 工事請負費	21,961,000	13,649,926	62.2
			17 備品購入費	26,000	10,263	39.5
			18 負担金、補助及び交付金	711,000	562,000	79.0
		8	企画調整費	45,786,790	6,657,802	14.5
			1 報酬	2,251,000	1,422,040	63.2
			7 報償費	297,500	48,000	16.1
			8 旅費	312,000	143,364	46.0
			10 需用費	2,076,290	1,107,449	53.3
			11 役務費	470,000	37,316	7.9
			12 委託料	39,467,000	3,229,743	8.2
			13 使用料及び賃借料	873,000	637,780	73.1
			17 備品購入費	30,000	22,110	73.7
			18 負担金、補助及び交付金	10,000	10,000	100.0
合 計				111,603,790	53,193,888	47.7

別表 2 (秘書広報課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
16	財産収入			0	1,258,544	1,258,544	—
	1	財産運用収入		0	1,258,544	1,258,544	—
		2	利子及び配当金	0	1,258,544	1,258,544	—
		1	利子及び配当金	0	1,258,544	1,258,544	—
20	諸収入			2,160,000	1,440,000	1,440,000	66.7
	6	雑入		2,160,000	1,440,000	1,440,000	66.7
		5	雑入	2,160,000	1,440,000	1,440,000	66.7
		1	雑入	2,160,000	1,440,000	1,440,000	66.7
	合	計		2,160,000	2,698,544	2,698,544	124.9

一般会計 歳出

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			212,897,000	134,127,398	63.0
	1	総務管理費		212,897,000	134,127,398	63.0
		1	一般管理費	8,762,000	4,986,913	56.9
		1	報酬	2,204,000	198,660	9.0
		7	報償費	62,000	59,763	96.4
		8	旅費	16,000	5,608	35.1
		9	交際費	1,000,000	666,820	66.7
		10	需用費	1,347,000	703,214	52.2
		11	役務費	414,000	221,545	53.5
		13	使用料及び賃借料	568,000	84,303	14.8
		17	備品購入費	20,000	0	0.0
		18	負担金、補助及び交付金	3,131,000	3,047,000	97.3
		21	補償、補填及び賠償金	0	0	—
		3	広報公聴費	204,135,000	129,140,485	63.3
		1	報酬	9,217,000	6,264,410	68.0
		3	職員手当等	1,525,000	1,413,978	92.7
		4	共済費	1,314,000	939,075	71.5
		7	報償費	1,563,000	834,705	53.4
		8	旅費	932,000	397,188	42.6
		10	需用費	3,298,000	642,395	19.5
		11	役務費	38,776,000	26,314,081	67.9
		12	委託料	142,400,000	89,393,064	62.8
		13	使用料及び賃借料	2,895,000	1,750,309	60.5
		14	工事請負費	1,338,000	1,147,300	85.7
		17	備品購入費	10,000	1,980	19.8
		18	負担金、補助及び交付金	867,000	42,000	4.8
	合	計		212,897,000	134,127,398	63.0

別表 3 (市民活動推進課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			143,790,000	88,387,929	92,006,015	64.0
	1	使用料		143,780,000	88,377,279	91,995,265	64.0
		1	総務使用料	143,780,000	88,377,279	91,995,265	64.0
			1 総務管理使用料	163,000	98,970	98,970	60.7
			2 市民施設使用料	143,617,000	88,278,309	91,896,295	64.0
	2	手数料		10,000	10,650	10,750	107.5
		1	総務手数料	10,000	10,650	10,750	107.5
			1 総務管理手数料	10,000	10,650	10,750	107.5
15	都支出金			794,000	0	0	0.0
	2	都補助金		794,000	0	0	0.0
		1	総務費都補助金	794,000	0	0	0.0
			2 総務管理費補助金	794,000	0	0	0.0
16	財産収入			100,000	50,160	54,860	54.9
	2	財産売払収入		100,000	50,160	54,860	54.9
		1	物品売払収入	100,000	50,160	54,860	54.9
20	諸収入			3,504,000	2,219,772	1,614,566	46.1
	6	雑入		3,504,000	2,219,772	1,614,566	46.1
		2	弁償金	0	220,000	0	—
			2 弁償金	0	220,000	0	—
	5	雑入		3,504,000	1,999,772	1,614,566	46.1
		1	雑入	3,504,000	1,999,772	1,614,566	46.1
	合		計	148,188,000	90,657,861	93,675,441	63.2

一般会計 歳出

令和6年12月31日現在(単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			3,324,718,000	1,537,874,269	46.3
	1	総務管理費		44,933,000	16,005,604	35.6
		1	一般管理費	1,234,000	112,652	9.1
			1 報酬	685,000	68,500	10.0
			7 報償費	69,000	0	0.0
			8 旅費	5,000	0	0.0
			10 需用費	8,000	455	5.7
			11 役務費	28,000	3,522	12.6
			12 委託料	429,000	32,175	7.5
			18 負担金、補助及び交付金	10,000	8,000	80.0
		3	広報広聴費	43,699,000	15,892,952	36.4
			1 報酬	1,105,000	347,800	31.5
			7 報償費	10,153,000	6,537,700	64.4
			8 旅費	129,000	95,226	73.8
			10 需用費	3,033,000	1,342,718	44.3
			11 役務費	881,000	242,121	27.5
			12 委託料	24,279,000	6,108,546	25.2
			13 使用料及び賃借料	2,976,000	151,841	5.1
			17 備品購入費	70,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	1,073,000	1,067,000	99.4
	2	徴税費		1,584,000	122,628	7.7
		1	徴税総務費	1,584,000	122,628	7.7
			1 報酬	822,000	82,200	10.0
			8 旅費	12,000	0	0.0
			10 需用費	52,000	8,056	15.5
			11 役務費	44,000	2,922	6.6
			12 委託料	618,000	21,450	3.5
			17 備品購入費	20,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	16,000	8,000	50.0
	6	市民活動費		3,278,201,000	1,521,746,037	46.4
		1	市民活動推進事業費	1,235,526,000	408,332,704	33.0
			1 報酬	648,000	564,000	87.0
			7 報償費	304,000	145,000	47.7
			10 需用費	49,354,000	28,023,273	56.8
			11 役務費	12,426,000	7,543,765	60.7
			12 委託料	250,061,000	156,519,987	62.6
			13 使用料及び賃借料	14,878,000	9,244,141	62.1
			14 工事請負費	871,440,000	171,933,544	19.7
			15 原材料費	100,000	93,489	93.5
			17 備品購入費	5,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	36,310,000	34,265,505	94.4

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
		2	男女平等推進施策事業費	19,496,000	10,273,645	52.7
		1	報酬	7,283,000	4,550,634	62.5
		3	職員手当等	1,101,000	1,145,460	104.0
		4	共済費	1,125,000	788,172	70.1
		7	報償費	2,327,000	816,000	35.1
		8	旅費	217,000	115,356	53.2
		10	需用費	2,010,000	526,334	26.2
		11	役務費	410,000	125,946	30.7
		12	委託料	3,774,000	1,895,295	50.2
		13	使用料及び賃借料	564,000	123,668	21.9
		17	備品購入費	275,000	186,780	67.9
		18	負担金、補助及び交付金	410,000	0	0.0
		3	市民文化施設事業費	2,023,179,000	1,103,139,688	54.5
		1	報酬	180,000	48,000	26.7
		7	報償費	122,000	36,000	29.5
		10	需用費	92,429,000	56,182,162	60.8
		11	役務費	7,331,000	4,698,826	64.1
		12	委託料	882,606,000	586,344,800	66.4
		13	使用料及び賃借料	115,723,000	99,946,929	86.4
		14	工事請負費	827,446,000	304,616,411	36.8
		17	備品購入費	35,679,000	357,100	1.0
		18	負担金、補助及び交付金	60,659,000	50,571,610	83.4
		22	償還金、利子及び割引料	1,004,000	337,850	33.7
		合	計	3,324,718,000	1,537,874,269	46.3

別表 4 (多文化共生・交流課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
16	財産収入			10,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入		10,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	10,000	0	0	0.0
			1 利子及び配当金	10,000	0	0	0.0
20	諸収入			0	2	2	—
	2	市預金利子		0	2	2	—
		1	市預金利子	0	2	2	—
			1 預金利子	0	2	2	—
	合		計	10,000	2	2	0.0

一般会計 歳出

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			108,571,000	87,381,993	80.5
	1	総務管理費		108,571,000	87,381,993	80.5
		9	多文化共生・交流事業費	108,571,000	87,381,993	80.5
			1 報酬	6,584,000	5,013,417	76.1
			3 職員手当等	1,236,000	1,285,708	104.0
			4 共済費	1,221,000	870,689	71.3
			7 報償費	1,695,000	413,927	24.4
			8 旅費	3,277,000	2,153,099	65.7
			10 需用費	2,785,000	1,262,131	45.3
			11 役務費	921,000	203,192	22.1
			12 委託料	12,019,000	4,124,809	34.3
			13 使用料及び賃借料	1,934,000	1,106,031	57.2
			17 備品購入費	34,000	6,490	19.1
			18 負担金、補助及び交付金	76,355,000	70,442,500	92.3
			24 積立金	10,000	0	0.0
			25 寄附金	500,000	500,000	100.0
	合		計	108,571,000	87,381,993	80.5

別表 5 (生活福祉課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
12	分担金及び負担金			40,000	48,800	0	0.0
	1	負担金		40,000	48,800	0	0.0
		1	民生費負担金	40,000	48,800	0	0.0
			3 児童福祉費負担金	40,000	48,800	0	0.0
14	国庫支出金			3,006,210,000	2,413,162,800	2,171,846,520	72.2
	1	国庫負担金		2,950,082,000	2,413,162,800	2,171,846,520	73.6
		1	民生費国庫負担金	2,950,082,000	2,413,162,800	2,171,846,520	73.6
			8 生活保護費等負担金	2,950,082,000	2,413,162,800	2,171,846,520	73.6
	2	国庫補助金		56,128,000	0	0	0.0
		2	民生費国庫補助金	56,128,000	0	0	0.0
			4 生活保護費補助金	56,128,000	0	0	0.0
15	都支出金			117,153,000	69,040,080	46,050,080	39.3
	1	都負担金		117,041,000	68,970,000	45,980,000	39.3
		1	民生費都負担金	117,041,000	68,970,000	45,980,000	39.3
			1 社会福祉費負担金	3,889,000	0	0	0.0
			4 児童福祉費負担金	652,000	0	0	0.0
			7 生活保護費負担金	112,500,000	68,970,000	45,980,000	40.9
	3	委託金		112,000	70,080	70,080	62.6
		2	民生費委託金	112,000	70,080	70,080	62.6
			3 生活保護費委託金	112,000	70,080	70,080	62.6
20	諸収入			42,404,000	296,172,437	28,009,729	66.1
	6	雑入		42,404,000	296,172,437	28,009,729	66.1
		2	弁償金	40,000,000	252,641,476	25,140,556	62.9
			1 弁償金	40,000,000	252,641,476	25,140,556	62.9
		5	雑入	2,404,000	43,530,961	2,869,173	119.3
			1 雑入	2,404,000	43,530,961	2,869,173	119.3
	合		計	3,165,807,000	2,778,424,117	2,245,906,329	70.9

一般会計 歳出

令和6年12月31日現在（単位 円・％）

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
3	民生費			4,129,175,000	2,993,981,840	72.5
	1	社会福祉費		30,967,000	22,746,180	73.5
		1	社会福祉総務費	30,967,000	22,746,180	73.5
			1 報酬	3,825,000	2,773,593	72.5
			3 職員手当等	736,000	765,510	104.0
			4 共済費	737,000	442,894	60.1
			7 報償費	144,000	0	0.0
			8 旅費	304,000	7,696	2.5
			10 需用費	72,000	27,654	38.4
			11 役務費	63,000	0	0.0
			12 委託料	23,562,000	18,601,833	78.9
			13 使用料及び賃借料	184,000	127,000	69.0
			18 負担金、補助及び交付金	40,000	0	0.0
			19 扶助費	1,300,000	0	0.0
	2	児童福祉費		2,801,000	0	0.0
		3	母子福祉費	2,801,000	0	0.0
			11 役務費	1,000	0	0.0
			19 扶助費	2,800,000	0	0.0
	3	生活保護費		4,095,407,000	2,971,235,660	72.6
		1	生活保護総務費	184,314,000	107,828,601	58.5
			1 報酬	12,394,000	8,724,016	70.4
			3 職員手当等	1,500,000	1,386,694	92.4
			4 共済費	1,188,000	816,263	68.7
			8 旅費	888,000	489,821	55.2
			10 需用費	3,446,000	1,813,970	52.6
			11 役務費	13,325,000	8,360,817	62.7
			12 委託料	87,871,000	70,492,452	80.2
			13 使用料及び賃借料	418,000	224,237	53.6
			14 工事請負費	121,000	121,000	100.0
			17 備品購入費	10,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	20,791,000	9,418,601	45.3
			19 扶助費	42,362,000	5,980,730	14.1
		2	扶助費	3,911,093,000	2,863,407,059	73.2
			19 扶助費	3,911,093,000	2,863,407,059	73.2
	合	計		4,129,175,000	2,993,981,840	72.5

別表 6 (監査委員事務局)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳出

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			3,145,000	1,819,985	57.9
	7	監査委員費		3,145,000	1,819,985	57.9
		1	監査委員費	3,145,000	1,819,985	57.9
			1 報酬	600,000	450,000	75.0
			7 報償費	90,000	0	0.0
			8 旅費	232,000	30,247	13.0
			9 交際費	70,000	19,800	28.3
			10 需用費	1,359,000	942,500	69.4
			11 役務費	12,000	110	0.9
			12 委託料	279,000	0	0.0
			13 使用料及び賃借料	71,000	53,828	75.8
			17 備品購入費	40,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	392,000	323,500	82.5
			合 計	3,145,000	1,819,985	57.9

別表 7 (教育企画課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
13	使用料及び手数料			4,872,000	3,157,610	3,333,610	68.4
	1	使用料		4,872,000	3,157,610	3,333,610	68.4
		1	総務使用料	42,000	41,920	41,920	99.8
			1 総務管理使用料	42,000	41,920	41,920	99.8
		5	教育使用料	4,830,000	3,115,690	3,291,690	68.2
			1 小学校使用料	630,000	413,500	447,500	71.0
			2 中学校使用料	4,200,000	2,702,190	2,844,190	67.7
14	国庫支出金			201,023,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		201,023,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	201,023,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	9,530,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	191,493,000	0	0	0.0
15	都支出金			314,000	14,000	14,000	4.5
	2	都補助金		300,000	0	0	0.0
		8	教育費都補助金	300,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	300,000	0	0	0.0
	3	委託金		14,000	14,000	14,000	100.0
		5	教育費委託金	14,000	14,000	14,000	100.0
			1 教育総務費委託金	14,000	14,000	14,000	100.0
16	財産収入			1,230,000	0	0	0.0
	1	財産運用収入		1,230,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	1,230,000	0	0	0.0
			1 利子及び配当金	1,230,000	0	0	0.0
20	諸収入			3,156,000	3,178,283	3,161,366	100.2
	2	市預金利子		0	165	165	—
		1	市預金利子	0	165	165	—
			1 預金利子	0	165	165	—
	6	雑入		3,156,000	3,178,118	3,161,201	100.2
		5	雑入	3,156,000	3,178,118	3,161,201	100.2
			1 雑入	3,156,000	3,178,118	3,161,201	100.2
21	市債			3,200,000,000	0	0	0.0
	1	市債		3,200,000,000	0	0	0.0
		1	教育債	3,200,000,000	0	0	0.0
			1 中学校債	3,200,000,000	0	0	0.0
	合		計	3,410,595,000	6,349,893	6,508,976	0.2

一般会計 歳出

令和6年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			8,154,226,435	1,349,876,559	16.6
	1	教育総務費		70,849,000	30,525,762	43.1
		1	教育委員会費	8,092,000	5,713,950	70.6
			1 報酬	6,744,000	5,058,000	75.0
			8 旅費	459,000	200,814	43.8
			9 交際費	500,000	340,716	68.1
			10 需用費	120,000	46,400	38.7
			12 委託料	179,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	90,000	68,020	75.6
		2	事務局費	61,527,000	24,811,812	40.3
			1 報酬	924,000	660,000	71.4
			4 共済費	10,986,000	10,271,944	93.5
			5 災害補償費	100,000	0	0.0
			7 報償費	1,220,000	149,770	12.3
			8 旅費	1,602,000	435,519	27.2
			10 需用費	3,112,000	1,426,862	45.9
			11 役務費	1,515,000	135,069	8.9
			12 委託料	17,018,000	2,697,634	15.9
			13 使用料及び賃借料	2,545,000	1,040,014	40.9
			14 工事請負費	11,565,000	6,600,000	57.1
			17 備品購入費	10,138,000	1,157,400	11.4
			18 負担金、補助及び交付金	802,000	237,600	29.6
		4	学校施設整備基金費	1,230,000	0	0.0
			24 積立金	1,230,000	0	0.0
	2	小学校費		1,099,439,601	711,690,098	64.7
		1	学校管理費	1,023,346,791	661,453,075	64.6
			1 報酬	125,469,000	91,887,946	73.2
			3 職員手当等	24,744,000	24,932,926	100.8
			4 共済費	21,668,000	15,256,401	70.4
			7 報償費	0	0	—
			8 旅費	3,937,000	2,546,925	64.7
			9 交際費	4,000	0	0.0
			10 需用費	248,068,491	140,333,351	56.6
			11 役務費	8,271,300	6,220,576	75.2
			12 委託料	273,409,000	123,002,689	45.0
			13 使用料及び賃借料	25,898,000	18,648,004	72.0
			14 工事請負費	290,328,000	238,489,970	82.1
			15 原材料費	290,000	7,887	2.7
			17 備品購入費	1,080,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	130,000	126,400	97.2
			21 補償、補填及び賠償金	50,000	0	0.0

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
		2	教育振興費	836,000	237,023	28.4
		10	需用費	836,000	237,023	28.4
		17	備品購入費	0	0	—
		4	学校建設費	75,256,810	50,000,000	66.4
		10	需用費	100,000	0	0.0
		12	委託料	71,556,810	50,000,000	69.9
		14	工事請負費	1,100,000	0	0.0
		17	備品購入費	2,500,000	0	0.0
	3	中学校費		6,983,937,834	607,660,699	8.7
		1	学校管理費	599,011,024	415,590,651	69.4
		1	報酬	61,823,000	46,207,703	74.7
		3	職員手当等	12,372,000	12,358,896	99.9
		4	共済費	10,384,000	7,270,140	70.0
		7	報償費	0	0	—
		8	旅費	2,936,000	1,786,432	60.8
		9	交際費	0	0	—
		10	需用費	99,442,100	63,673,983	64.0
		11	役務費	3,408,684	2,584,658	75.8
		12	委託料	105,370,240	51,049,995	48.4
		13	使用料及び賃借料	162,864,000	152,199,409	93.5
		14	工事請負費	139,704,000	78,397,035	56.1
		15	原材料費	160,000	0	0.0
		17	備品購入費	463,000	0	0.0
		18	負担金、補助及び交付金	64,000	62,400	97.5
		21	補償、補填及び賠償金	20,000	0	0.0
		2	教育振興費	486,000	152,938	31.5
		10	需用費	486,000	152,938	31.5
		17	備品購入費	0	0	—
		4	学校建設費	6,384,440,810	191,917,110	3.0
		10	需用費	45,983,000	45,320	0.1
		11	役務費	399,000	104,000	26.1
		12	委託料	122,267,810	1,700,000	1.4
		13	使用料及び賃借料	283,292,000	188,833,920	66.7
		14	工事請負費	5,768,655,000	776,160	0.0
		17	備品購入費	150,000,000	457,710	0.3
		18	負担金、補助及び交付金	13,844,000	0	0.0
	合 計			8,154,226,435	1,349,876,559	16.6

別表 8 (指導課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			49,559,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		49,559,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	49,559,000	0	0	0.0
			1 教育総務費補助金	49,559,000	0	0	0.0
15	都支出金			76,941,000	30,630,110	30,136,283	39.2
	1	都負担金		5,339,000	1,229,190	735,363	13.8
		3	教育費都負担金	5,339,000	1,229,190	735,363	13.8
			1 研修事業負担金	500,000	0	0	0.0
			2 一般賃金交付金	4,839,000	1,229,190	735,363	15.2
	2	都補助金		67,373,000	24,400,920	24,400,920	36.2
		8	教育費都補助金	67,373,000	24,400,920	24,400,920	36.2
			1 教育総務費補助金	51,309,000	24,400,920	24,400,920	47.6
			3 中学校費補助金	16,064,000	0	0	0.0
	3	委託金		4,229,000	5,000,000	5,000,000	118.2
		5	教育費委託金	4,229,000	5,000,000	5,000,000	118.2
			1 教育総務費委託金	429,000	600,000	600,000	139.9
			2 小学校費委託金	2,700,000	3,135,000	3,135,000	116.1
			3 中学校費委託金	1,100,000	1,265,000	1,265,000	115.0
20	諸収入			0	115,503	115,503	—
	2	市預金利子		0	201	201	—
		1	市預金利子	0	201	201	—
			1 預金利子	0	201	201	—
	6	雑入		0	115,302	115,302	—
		5	雑入	0	115,302	115,302	—
			1 雑入	0	115,302	115,302	—
	合		計	126,500,000	30,745,613	30,251,786	23.9

一般会計 歳出

令和6年12月31日現在(単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			1,196,662,336	671,809,346	56.1
	1	教育総務費		1,097,049,956	656,450,022	59.8
		2	事務局費	14,610,000	9,207,942	63.0
			1 報酬	6,451,000	3,264,800	50.6
			3 職員手当等	211,000	210,625	99.8
			4 共済費	308,000	0	0.0
			8 旅費	370,000	53,883	14.6
			10 需用費	34,000	10,000	29.4
			11 役務費	37,000	0	0.0
			12 委託料	7,032,000	5,625,290	80.0
			17 備品購入費	12,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	155,000	43,344	28.0
		3	教育指導費	1,082,439,956	647,242,080	59.8
			1 報酬	223,095,000	135,438,085	60.7
			3 職員手当等	24,791,000	13,102,670	52.9
			4 共済費	15,003,000	8,295,758	55.3
			7 報償費	62,730,000	38,790,610	61.8
			8 旅費	13,017,000	5,418,882	41.6
			10 需用費	70,779,000	32,110,987	45.4
			11 役務費	100,004,500	72,389,596	72.4
			12 委託料	292,808,000	140,689,358	48.0
			13 使用料及び賃借料	244,632,456	182,464,908	74.6
			17 備品購入費	19,912,000	4,266,570	21.4
			18 負担金、補助及び交付金	15,668,000	14,274,656	91.1
	2	小学校費		64,423,190	7,091,654	11.0
		2	教育振興費	42,431,000	7,091,654	16.7
			1 報酬	308,000	0	0.0
			7 報償費	591,000	33,900	5.7
			8 旅費	99,000	34,260	34.6
			10 需用費	251,000	219,929	87.6
			11 役務費	1,100,000	306,445	27.9
			12 委託料	38,674,000	6,496,460	16.8
			13 使用料及び賃借料	1,408,000	660	0.0
		4	学校建設費	21,992,190	0	0.0
			12 委託料	21,992,190	0	0.0
	3	中学校費		35,189,190	8,267,670	23.5
		2	教育振興費	10,117,000	8,267,670	81.7
			7 報償費	197,000	55,400	28.1
			10 需用費	1,384,000	1,307,252	94.5
			11 役務費	170,000	120,860	71.1
			12 委託料	7,588,000	6,661,530	87.8
			13 使用料及び賃借料	778,000	122,628	15.8
		4	学校建設費	25,072,190	0	0.0
			12 委託料	25,072,190	0	0.0
	合	計		1,196,662,336	671,809,346	56.1

別表 9 (教育支援課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和 6 年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	国庫支出金			7,397,000	0	0	0.0
	2	国庫補助金		7,397,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	7,397,000	0	0	0.0
			1 教育総務費国庫補助金	6,617,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	300,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	480,000	0	0	0.0
15	都支出金			299,111,000	184,154,000	178,100,000	59.5
	2	都補助金		299,111,000	184,154,000	178,100,000	59.5
		8	教育費都補助金	299,111,000	184,154,000	178,100,000	59.5
			1 教育総務費補助金	52,007,000	6,054,000	0	0.0
			2 小学校費補助金	170,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	130,000	0	0	0.0
			5 学校給食費補助金	246,804,000	178,100,000	178,100,000	72.2
20	諸収入			0	48	48	—
	2	市預金利子		0	48	48	—
		1	市預金利子	0	48	48	—
			1 預金利子	0	48	48	—
	6	雑入		0	0	0	—
		5	雑入	0	0	0	—
			1 雑入	0	0	0	—
	合		計	306,508,000	184,154,048	178,100,048	58.1

一般会計 歳出

令和6年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			2,179,432,226	1,458,186,059	66.9
	1	教育総務費		223,581,000	153,348,051	68.6
		2	事務局費	25,101,000	12,684,395	50.5
			8 旅費	27,000	26,200	97.0
			10 需要費	2,483,000	254,950	10.3
			11 役務費	1,091,000	414,825	38.0
			14 工事請負費	300,000	288,420	96.1
			18 負担金、補助及び交付金	21,200,000	11,700,000	55.2
		3	教育指導費	198,480,000	140,663,656	70.9
			1 報酬	121,895,000	85,498,239	70.1
			3 職員手当等	22,741,000	17,633,907	77.5
			4 共済費	21,152,000	11,970,232	56.6
			7 報償費	8,248,000	5,670,575	68.8
			8 旅費	6,307,000	3,537,707	56.1
			10 需用費	1,503,000	647,011	43.0
			11 役務費	1,345,000	929,951	69.1
			12 委託料	14,243,000	14,056,995	98.7
			13 使用料及び賃借料	420,000	243,261	57.9
			14 工事請負費	291,000	290,400	99.8
			17 備品購入費	275,000	150,678	54.8
			18 負担金、補助及び交付金	60,000	34,700	57.8
	2	小学校費		120,229,568	60,990,513	50.7
		1	学校管理費	2,221,000	545,756	24.6
			10 需用費	800,000	395,276	49.4
			12 委託料	1,265,000	0	0.0
			13 使用料及び賃借料	156,000	150,480	96.5
		2	教育振興費	27,546,000	6,990,999	25.4
			19 扶助費	27,546,000	6,990,999	25.4
		3	学校保健衛生費	90,462,568	53,453,758	59.1
			1 報酬	43,512,000	22,311,030	51.3
			5 災害補償費	10,000	0	0.0
			7 報償費	132,000	52,000	39.4
			8 旅費	160,000	58,976	36.9
			10 需用費	1,749,000	1,014,601	58.0
			11 役務費	4,282,000	1,567,958	36.6
			12 委託料	30,320,000	21,061,832	69.5
			14 工事請負費	3,560,000	1,162,161	32.6
			17 備品購入費	321,568	50,380	15.7
			18 負担金、補助及び交付金	6,416,000	6,174,820	96.2
	3	中学校費		71,235,736	35,655,702	50.1
		2	教育振興費	31,235,000	10,222,634	32.7
			19 扶助費	31,235,000	10,222,634	32.7
		3	学校保健衛生費	40,000,736	25,433,068	63.6
			1 報酬	20,423,000	10,394,520	50.9
			8 旅費	75,000	28,017	37.4
			10 需用費	350,000	58,320	16.7

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
			11 役務費	1,085,000	487,180	44.9
			12 委託料	15,732,000	12,248,436	77.9
			14 工事請負費	297,000	297,000	100.0
			17 備品購入費	736	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	2,038,000	1,919,595	94.2
	4		特別支援教育費	207,470,922	110,899,051	53.5
		1	特別支援教育推進費	38,265,000	25,872,964	67.6
			1 報酬	14,030,000	10,587,969	75.5
			3 職員手当等	2,358,000	2,413,320	102.3
			4 共済費	2,420,000	1,586,166	65.5
			7 報償費	17,036,000	10,164,000	59.7
			8 旅費	863,000	376,097	43.6
			10 需用費	585,000	94,502	16.2
			11 役務費	390,000	203,807	52.3
			12 委託料	121,000	93,500	77.3
			13 使用料及び賃借料	28,000	23,103	82.5
			17 備品購入費	298,000	199,980	67.1
			18 負担金、補助及び交付金	136,000	130,520	96.0
		2	特別支援学級費	169,205,922	85,026,087	50.3
			1 報酬	52,312,000	28,709,376	54.9
			3 職員手当等	8,232,000	6,923,103	84.1
			4 共済費	8,184,000	3,444,288	42.1
			7 報償費	2,539,000	972,000	38.3
			8 旅費	4,266,000	1,240,884	29.1
			10 需用費	1,870,000	0	0.0
			11 役務費	815,000	369,847	45.4
			12 委託料	78,489,000	39,766,295	50.7
			13 使用料及び賃借料	4,634,000	2,149,471	46.4
			14 工事請負費	7,264,000	1,450,823	20.0
			17 備品購入費	600,922	0	0.0
	7		学校給食費	1,556,915,000	1,097,292,742	70.5
		1	学校給食費	1,556,915,000	1,097,292,742	70.5
			10 需用費	85,390,000	52,320,549	61.3
			11 役務費	2,542,000	1,124,161	44.2
			12 委託料	800,595,000	559,627,893	69.9
			14 工事請負費	107,532,000	89,166,000	82.9
			17 備品購入費	14,916,000	8,980,000	60.2
			18 負担金、補助及び交付金	498,226,000	373,758,364	75.0
			19 扶助費	47,704,000	12,315,775	25.8
			21 補償、補填及び賠償金	10,000	0	0.0
			合 計	2,179,432,226	1,458,186,059	66.9